

国家外貨管理局

貿易投資の利便化推進、真実性審査の改善を更に進めることについての通知

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2016年4月26日、国家外貨管理局は「貿易投資の利便化推進、真実性審査の改善を更に進めることについての通知」(匯發[2016]7号、以下「本通知」)を公布し、貿易投資の利便化推進、真実性審査の改善についての一連の措置を更に推進することを明確にしています。本通知は公布日より実施されています。

1. 通知の背景

2016年初からのクロスボーダー資金流出と為替変動に対する圧力を緩和し、人民元為替相場と金融市場を安定的に発展させるため、外貨管理局と人民銀行は多数の政策措置と窓口指導を示し、積極的に対応してきました。

2016年4月21日に外貨管理局が開催した「2016年第一四半期における外貨収支データに関する記者会見」によれば、直近のクロスボーダー資金の流出は落ち着き、企業側の外貨購入意欲も鈍化しており、クロスボーダー資金流動は短期変動の局面から従来の基本的な変動にまで回帰してきたことが示されました。会見において、外貨管理局のスポークスマンは、今後も外貨管理の利便化とリスク防止とのバランスをとっていくと強調しています。実体経済の発展を支援し、外貨管理改革を推進することによって、真実の貿易投資背景がある市場主体の外貨需要を充足させていく一方、クロスボーダー資金流動によるリスクを積極的に防止し、銀行の真実性、合法性審査の責任を厳格に指導することによって、外貨管理についての違法行為を処罰していくと説明しています。

本通知についても、当局による上述の監督管理方針を基本として作成されており、貿易投資への利便化およびリスクマネジメントを同時に推進し、外為市場における需要と供給とのバランスをとりながら、全体的なクロスボーダー資金流動の良好な体制を維持していきます。

2. 通知の内容

本通知の主要内容は以下の通りです。

- **A類企業の貨物貿易外貨収入管理を簡素化、經常項目外貨口座に直接入金あるいは人民元両替可能**
貨物貿易外貨管理分類等級がA類である企業の外貨収入(返金業務とオフショア譲渡・転売業務は含まない)は暫定的に輸出収入審査待ち口座に入金せず、經常項目外貨口座に直接入金あるいは人民元両替が可能。

- ◆ 4つの自由貿易試験区における最新の外貨管理改革試行および一部の地域において既に実施されている政策を、全国範囲まで拡大する。
- ◆ 当該措置は、貿易外貨収入の入金過程を簡素化し、企業の資金利用効率を向上させるのに有効であり、同時に、銀行側の業務負荷も軽減する。

➤ **中資・外資企業の外債人民元両替管理政策の統一**

中資非金融企業が借入れた外債資金は現行の外商投資企業外債管理規定に基づき、人民元両替後、使用可能であることを明確化。

- ◆ 本通知によって、外債人民元両替における中資企業と外資企業の間の差異をなくし、資本項目の両替をさらに推進する。多くの中資非金融企業は外債の人民元両替が可能となり、融資コストを抑えることができる可能性がある。また、本政策によりクロスボーダー資金流入が拡大し、外貨供給が増加する。
- ◆ 本政策の内容については2016年5月3日、中国人民銀行が公布した「全国範囲において全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理を実施することについての通知」においても、関連内容が述べられており、各部委の政策執行範囲の一致性が確保されている。

➤ **貨物貿易オフショア譲渡・売買の外貨収支管理を規範化、銀行の各取引明細の真実性検査を義務化**

銀行は企業のためにオフショア譲渡・売買の収支業務を取扱う際、各明細の売買契約や、発票、真実且つ有効な貨物運送状、インボイス、倉庫証券などの貨物の権利を示すエビデンスを審査し、取引の真実性、および合法・合理性を確認する。同一明細のオフショア譲渡・売買業務は同一銀行支店において同一通貨種類(外貨あるいは人民元)で収支決済を取扱わなければならない。貨物貿易外貨管理分類が B 類の企業はオフショア譲渡・売買外貨収支業務を一時的に停止する。

- ◆ オフショア譲渡・売買はややリスクが高い業務のひとつとして認識されている。関連する証憑審査の管理要求は既に自由貿易試験区における外貨管理改革試行実施細則の中で発表されており、その内容についても全国範囲に拡大する。
- ◆ 同一銀行、同一通貨種類での決済を要求する規制は、企業の為替変動による差益享受を防止する為に設定される。
- ◆ 貨物貿易外貨管理分類が B 類の企業は収支時間差が 90 日以内のオフショア譲渡・売買外貨収支業務であれば取扱いができたが、リスク主体への監督管理を強化するため、本通知以降一時的に B 類企業のオフショア譲渡・売買外貨収支業務を停止する。
- ◆ 一方、外貨管理局の正式解釈によれば、実務上、業務手続途中の非同一通貨種類もしくは同一銀行支店で完了しないオフショア譲渡・売買業務、または貨物貿易外貨管理分類が B 類の企業が取り扱うオフショア譲渡・売買業務に対し、銀行は厳格に真実性を審査した上で決済を完了させ、且つ事後の監督管理が行いやすいように、当地の外貨管理局に遅滞なく状況説明を実施する必要がある。

➤ **直接投資による外貨配当金支払管理を規範化**

配当金支払に関するエビデンス審査を明確化する。銀行は域内機構のために、5 万米ドル超(5 万米ドルを含まない)の配当金支払を取扱う際、今回の配当金支払に関わる董事会の利潤分配決議(あるいは共同経営人の利潤分配決議)、税務備案(届出)表原本および今回の利潤状況を証明する財務報告表を審査しなければならない。

- ◆ 配当金支払の審査要求は従来から簡素化の方向で改革が進められてきた。匯発[2013]30 号においてエビデンス審査を規範化し、匯発[2014]2 号において大幅に簡素化(財務報告書と驗資報告(資本金払込検査報告)は不要)するまで、利便化の改革が進展した。
- ◆ 一方、クロスボーダー資金流出の拡大により、為替相場が大幅に変動したことから、2015 年 9 月よりエビデンス審査が徐々に厳格化され、財務報告書と驗資報告が再び要求されることとなった。当局が利便性とリスク管理の間で最も効率の良い管理方法を探っていることが示された。
- ◆ 外貨管理局の正式解釈によれば、最近の外商投資項目下における配当金支払には多くの異常がみられ、各銀行でエビデンス審査の基準も異なっており、政策有効性に影響を与えている。管理を完全なものとするには、統一された規制を適用する必要がある、本通知によって銀行と企業が規制に従って執行できるよう、再度関連審査要求を明確化した。

【図表1 5万米ドル超(5万米ドルを含まない)の配当金支払を取扱う際の、エビデンス審査の比較】

政策変遷	匯発[2013]30号	匯発[2014]2号	2015年9月以降	本通知
要求資料	会計事務所による関連年度の財務報告表、董事会の利潤分配決議、直近の验资報告	董事会の利潤分配決議、あるいは税務備案(届出)表原本	董事会の利潤分配決議、税務備案表原本、財務報告表および验资報告、外貨配当の原資は経営による所得であるべき	董事会の利潤分配決議、税務備案表原本および今回の利潤状況を証明する財務報告表

➤ 先物人民元両替分割方式の多様化

銀行は機関として顧客に先物人民元両替業務を取り扱い、実需原則を堅持することを前提に、期日までの分割方式において**自主的に全額か差額決済かを選択できる**。先物人民元両替の差額決済の通貨および参考価格はオプション業務に関連する外貨管理規定を遵守し執行する。

- ◆ 全額決済:取引双方は約定した先物レートに基づいて契約した元金に対し外貨・人民元で決済する
- ◆ 差額決済:取引双方は約定した先物レートと参考価格に基づいて契約した元金に対し差額決済する。
- ◆ 市場の発展に対応するために、当局は既存の先物人民元両替全額決済に加えて、差額決済を解禁する。企業が有する外貨資産の取扱いを利便化し、為替リスクを防止することで、外貨市場の発展をさらに深化させる。

➤ 貨物貿易リスク提示書管理措置の規範化

国家外貨管理局はキャッシュフローと貨物量が大きく乖離している、あるいは一方向に偏り且つ資金の流れが大きい企業にリスク提示書を送り、10営業日以内に状況説明を要求することができる。期間内に状況説明できない企業、あるいは証明材料を提供できない、合理的に説明できない企業に対し、外貨管理局は『貨物貿易外貨管理マニュアル実施細則』の第五十五条等の規定に基づき、当該企業をB類企業とし、厳格に管理する。

- ◆ リスク提示書管理措置は匯発[2013]20号に基づき、貨物貿易のキャッシュフローと貨物量が大きく乖離している等、異常な状況が発生した際に適用される措置。20号文の一部内容は現在の外貨管理に適用していないため廃棄されたが、貨物貿易リスク提示書制度は今後も維持される。本通知は20号文を撤廃した上で、貨物貿易リスク提示書制度を再度強調し、改善した。

3. 企業への影響

本通知公布の主旨は主に2つあるといえます。「中資非金融企業による外債人民元転の許可」、「ヘッジ手段の多様化」によってクロスボーダー資金流入が拡大すること、一方で、外貨購入・支払の際の真実性・合法性審査を強化することです。一部政策は当局の窓口指導あるいは自由貿易試験区など地域性試行により銀行の日常業務に既に反映されており、本通知の内容も重要な点を強調・明確化する内容であることから、企業への影響は大きくないものと思われます。

足許のクロスボーダー資金流動は複雑且つ変動も大きいことから、今後当局が政策を打ち出す際、如何に利便化とリスク管理のバランスをとるか、如何に金融改革とシステム・リスク防止のバランスを取るかが注目されています。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">国家外汇管理局</p> <p style="text-align: center;">关于进一步促进贸易投资便利化完善真实性审核的通知</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各中资外汇指定银行：</p> <p>为推进外汇管理改革，促进贸易投资便利化，支持实体经济发展，防范跨境资金流动风险，现就有关促进外汇管理便利化和完善真实性审核措施通知如下：</p> <p>一、扩大银行结售汇综合头寸下限。上年度结售汇业务量等值 2000 亿美元以上的银行，头寸下限调整为-50 亿美元；等值 200 亿至 2000 亿美元之间的，做市商银行头寸下限调整为-20 亿美元，非做市商银行头寸下限调整为-10 亿美元；等值 10 亿美元至 200 亿美元之间的，做市商银行头寸下限调整为-5 亿美元，非做市商银行头寸下限调整为-3 亿美元；等值 1 亿美元至 10 亿美元之间的银行，头寸下限调整为-2 亿美元；等值 1 亿美元以下以及新取得结售汇业务资格的银行，头寸下限调整为-0.5 亿美元。调整后的结售汇综合头寸下限，自本通知发布之日起自动生效。</p> <p>二、丰富远期结汇交割方式。银行为机构客户办理远期结汇业务，在坚持实需原则前提下，到期交割方式可以自主选择全额或差额结算。远期结汇差额结算的货币和参考价遵照执行期权业务的有关外汇管理规定。</p> <p>三、简化 A 类企业货物贸易外汇收入管理。货物贸易外汇管理分类等级为 A 类的企业贸易外汇收入（不含退汇业务及离岸转手买卖业务）暂不进入出口收入待核查账户，可直</p>	<p style="text-align: center;">国家外貨管理局</p> <p style="text-align: center;">貿易投資の利便化推進、真实性審査の改善を更に進めることについての通知</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、厦門、寧波市分局、各中資外為指定銀行：</p> <p>外貨管理改革を推進し、貿易投資の利便化を促進し、实体经济の発展を支援し、クロスボーダー資金流動リスクを防止するために、ここに外貨管理利便化推進と真实性審査の改善についての措置を以下の通り通知する。</p> <p>一、銀行の両替の総合ポジション下限を拡大する。前年度両替業務量が 2,000 億米ドル以上の銀行は、ポジション下限を-50 億米ドルに調整する。200 億米ドルから 2,000 億米ドルの間の場合、マーケットメーカー銀行のポジション下限を-20 億米ドルまで調整し、マーケットメーカーではない銀行のポジション下限を-10 億米ドルまで調整する。10 億米ドルから 200 億米ドルの間の場合、マーケットメーカー銀行のポジション下限を-5 億米ドルまで調整し、マーケットメーカーではない銀行のポジション下限を-3 億米ドルまで調整する。1 億米ドルから 10 億米ドルの間の場合、ポジション下限を-2 億米ドルに調整する。1 億米ドル以下および新たに両替業務資格を取得した銀行の場合、ポジション下限を-0.5 億米ドルに調整する。調整後の両替総合ポジション下限は本通知の公布日から自動的に有効となる。</p> <p>二、先物人民元両替の受渡方式を多様化する。銀行は機構として顧客に先物人民元両替業務を取り扱い、実需原則を堅持することを前提に、期日までの受渡方式において自主的に全額か差額決済かを選択できる。先物人民元両替の差額決済の通貨および参考価格はオプション業務に関連する外貨管理規定を遵守し執行する。</p> <p>三、A 類企業の貨物貿易外貨収入管理を簡素化する。貨物貿易外貨管理分類等級が A 類である企業の外貨収入（返金業務とオフショア転売買業務を含まない）は暫定的に輸出収入審査待ち口座に入金せず、経常項目外貨口座に</p>

接进入经常项目外汇账户或结汇。

四、统一中、外资企业外债结汇管理政策，中资非金融企业借用的外债资金可以按现行外商投资企业外债管理规定结汇使用。

五、规范货物贸易离岸转手买卖外汇收支管理。银行为企业办理离岸转手买卖收支业务时，应逐笔审核合同、发票、真实有效的运输单据、提单仓单等货权凭证，确保交易的真实性、合规性和合理性。同一笔离岸转手买卖业务应在同一家银行网点采用同一币种（外币或人民币）办理收支结算。

货物贸易外汇管理分类等级为 B 类的企业暂停办理离岸转手买卖外汇收支业务。

六、规范直接投资外汇利润汇出管理。银行为境内机构办理等值 5 万美元以上（不含）利润汇出，应按真实交易原则审核与本次利润汇出相关的董事会利润分配决议（或合伙人利润分配决议）、税务备案表原件及证明本次利润情况的财务报表。每笔利润汇出后，银行应在相关税务备案表原件上加章签注该笔利润实际汇出金额及汇出日期。

七、规范货物贸易风险提示函管理措施。国家外汇管理局分支局（以下简称外汇局）可对资金流与货物流严重不匹配或资金单向流动较大的企业发送风险提示函（见附件），要求其 10 个工作日内说明情况。企业未及时说明情况或不能提供证明材料并做出合理解释的，外汇局可依据《货物贸易外汇管理指引实施细则》第五十五条等规定，将其列为 B 类企业，实施严格监管。此类企业列入 B 类后，符合相关指标连续 3 个月正常等条件的，外汇局可将其恢复为 A 类。

直接に入金あるいは人民币両替できる。

四、中資・外資企業の外債人民币両替管理政策を統一する。中資非金融企業が借入れた外債資金は現行の外商投資企業外債管理規定に基づき、人民币両替後、使用できる。

五、貨物貿易オフショア譲渡・売買の外貨收支管理を規範化する。銀行は企業のためにオフショア譲渡・売買の収支業務を取扱う際、各明細の売買契約や、インボイス、真実且つ有効な貨物運送状、インボイス、倉庫証券などの貨物の権利を示すエビデンスを審査し、取引の真実性、および合法・合理性を確認する。同一明細のオフショア譲渡・売買業務は同一銀行支店において同一通貨種類（外貨あるいは人民币）で収支決済を取扱わなければならない。

貨物貿易外貨管理分類が B 類の企業はオフショア譲渡・売買外貨収支業務を一時的に停止する。

六、直接投資による外貨配当金支払管理を規範化する。銀行が域内機構のために、5 万米ドル超（5 万米ドルを含まない）の配当金支払を取扱う際に、真実取引原則に基づき、今回の配当金支払に関わる董事会の利潤分配決議（あるいは共同経営人の利潤分配決議）、税務備案（届出）表原本および今回の利潤状況を証明する財務報告表を審査しなければならない。配当金を支払った後、銀行は関連する税務備案表の原本に押印し、配当金支払の金額および支払日を記載しなければならない。

七、貨物貿易リスク提示書管理措置を規範化する。国家外貨管理局分支局（以下、外貨管理局）はキャッシュフローと貨物量が大きく乖離している或いは一方向に偏り且つ資金の流れが大きい企業にリスク提示書（付属資料ご参照）を送り、10 営業日以内に状況説明を要求することができる。期間内に状況説明できない企業、あるいは証明資料を提供できない、合理的に説明できない企業に対し、外貨管理局は『貨物貿易外貨管理マニュアル実施細則』の第五十五条等の規定に基づき、B 類企業とし、厳格に管理することができる。これらの企業が B 類企業に分類された後、関連指標が 3 ヶ月連続で正常等の条件に合致した場合、外貨管理局は企業を A 類企業に戻すことができる。

<p>八、违反本通知规定的，由外汇局根据《外汇管理条例》依法处罚。</p> <p>九、本通知自发布之日起施行。《国家外汇管理局关于加强外汇资金流入管理有关问题的通知》（汇发〔2013〕20号）同时废止。</p> <p>《国家外汇管理局关于印发货物贸易外汇管理法规有关问题的通知》（汇发〔2012〕38号）、《国家外汇管理局关于发布〈外债登记管理办法〉的通知》（汇发〔2013〕19号）、《国家外汇管理局关于印发服务贸易外汇管理法规的通知》（汇发〔2013〕30号）、《国家外汇管理局关于进一步改进和调整资本项目外汇管理政策的通知》（汇发〔2014〕2号）、《国家外汇管理局关于废止和修改涉及注册资本登记制度改革相关规范性文件的通知》（汇发〔2015〕20号）等以往规定与本通知内容不一致的，以本通知为准。</p> <p>各分局、外汇管理部接到本通知后，应尽快转发辖内中心支局、支局和外汇指定银行，并认真遵照执行。</p> <p style="text-align: right;">国家外汇管理局 2016年4月26日</p>	<p>八、本通知に違反する場合、外貨管理局は『外貨管理条例』に基づいて処罰する。</p> <p>九、本通知は公布日から施行する。『国家外貨管理局 外貨資金流入管理の強化に関する問題の通知』（匯発〔2013〕20号）は同時に廃止する。</p> <p>『国家外貨管理局 貨物貿易外貨管理法規に関連する問題についての通知』（匯発〔2012〕38号）、『国家外貨管理局〈外債登記管理弁法〉を公布することについての通知』（匯発〔2013〕19号）、『国家外貨管理局 サービス貿易外貨管理法規を公布することについての通知』（匯発〔2013〕30号）、『国家外貨管理局 資本項目外貨管理政策をさらに改善し調整することについての通知』（匯発〔2014〕2号）、『国家外貨管理局 登録資本登記制度改革に関連する規範性文書を廃止・改正することについての通知』（匯発〔2015〕20号）など従来の規定と本通知の内容が合致しない場合、本通知の通り取扱う。</p> <p>各分局、外貨管理部が本通知を受け取った後、可及的速やかに管轄内の中心支局、支局および外為指定銀行に転送し、あわせて厳格に遵守し執行すること。</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局 2016年4月26日</p>
---	--

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室